第６号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両・バスターミナル）

（令和7年度）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる乗合バス車両 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 円滑化基準適合車両（ノンステップ・ワンステップバス） | ・　車両更新時には適合車両を導入する。 | 適合車両の導入あり |

②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| バスターミナルでのバリアフリー対応 | ・ターミナル施設のバリアフリー化 | ・建物の構造上の理由などから設置にかかる工事が全面的かつ大がかりなものとなり工事費が多額の状況の為、継続検討 |

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 車椅子の利用方法の掲載 | ・車椅子利用のお客様のために乗車方法を掲載している当社ＷＥＢサイトに関し、視認性を向上させる。 | 計画通り実施 |

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 車椅子の利用方法の掲載<br><br>バスロケーションシステムでの掲載 | ・車椅子利用のお客様のために乗車方法を掲載している当社ＷＥＢサイトに関し、視認性を継続し向上させる。（2020年度～）<br><br>・バスロケーションシステムにて、車いす対応車両の情報を表示し、移動のために必要な情報を継続提供する。（2021年度～） | 計画通り実施 |

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 乗務員の技術向上 | ・　乗務員を対象とした車椅子の乗降支援に関する教習を継続実施する。（2019年度～） | ・全ての新入社員に対し入社時に研修において実施<br>・北海道運輸局主催のバリアフリー教室に参加し、車椅子の乗降支援に関する教習を実施 |

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| ホームページによる情報の提供 | ・バリアフリー対応車両（エレベーター付きバス）の運行状況を当社ホームページにて継続して提供する。（2021年度～） | 計画通り実施 |
| 車内放送での呼びかけ | ・車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼びかけを継続して実施する。（2021年度～） | |

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

バス利用者のご意見・ご要望を社内で共有するとともに、取組みの改善を継続して行った。

（3）報告書の公表方法

当社ホームページ内で公表　（URL：https://www.chuo-bus.co.jp/common/sitemap/）

（4）その他

Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2026年3月31日現在）

| | 総車両数 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 | | | | | | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | ノンステップバスの車両数 | ワンステップバスの車両数 | その他の車両数 | | | 計 | 基準適用除外認定車両数 | | | その他の車両数 | | |
| | | | | | 計 | スロープ板を備えたもの | リフトを備えたもの | | 計 | うちスロープ板を備えたもの | うちリフトを備えたもの | 計 | うちスロープ板を備えたもの | うちリフトを備えたもの |
| 前年度車両数 | 923 | 676 | 365 | 311 | 0 | 0 | 0 | 247 | 193 | 0 | 1 | 54 | 0 | 0 |
| 年度内に供用を開始した車両数 | 75 | 62 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 年度内に供用を廃止した車両数 | 133 | 77 | 11 | 66 | 0 | 0 | 0 | 56 | 16 | 0 | 0 | 40 | 0 | 0 |
| 年度末車両数 | 865 | 661 | 416 | 245 | 0 | 0 | 0 | 204 | 190 | 0 | 1 | 14 | 0 | 0 |

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| （１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | ○ |
| （２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。<br>①中小企業者でない。<br>②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |

（第６号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

３．ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち２及び３に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第２項第２号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

５．基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第１項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

６．公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち５に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

Ⅱ　バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（2026年3月31日現在）

| バスターミナルの名称 | 所在都道府県市町村 | 一日当たりの利用者数 | 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無 | 段差への対応 | バースの数 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無 | 案内設備の設置の有無 | 障害者対応型便所の設置の有無 | 障害者対応型券売機の設置の有無 | 乗降場への対応 | リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 札幌バスターミナル | 北海道 | 4,500人 | | | 9 | | ○ | ○ | | | |
| 麻生バスターミナル | 北海道 | 4,300人 | | ○ | 8 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 北24条バスターミナル | 北海道 | 5,200人 | | ○ | 4 | ○ | ○ | | | ○ | |
| 環状通東バスターミナル | 北海道 | 3,300人 | | ○ | 5 | ○ | | | | ○ | |
| （合計）<br>計　ターミナル | | | | 3 | 26 | 3 | 3 | 2 | | 3 | |

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| （１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。 | |
| （２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。<br>①中小企業者でない。<br>②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | ○ |

（第７号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

２．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

４．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第９条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

５．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

６．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

７．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

８．乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第２号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

９．リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第３号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。

10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

11. 「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。